

宮崎県育英資金予約採用のご案内

宮崎県育英資金は、向学心に富み優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難である学生又は生徒を対象に、教育資金の一部をお貸しする制度です。
みなさんが卒業後の進路を家族と検討するにあたって、参考としてください。

申請要件 (次の要件をすべて満たしている方が対象です)

- 中学校に在籍し、来年度4月に高等学校(中等教育学校の後期課程、特別支援学校高等部を含む)、高等専門学校、専修学校高等課程のいずれかへ進学を予定していること*。
※ 宮崎県の内外を問いません。
- 生計を主として維持する方(保護者等)が宮崎県内に居住していること。
- 中学校2年次の全履修教科成績評定平均値が3.0以上*であること。
※ 成績評定平均値3.0未満でも、申込みできる場合があります。
- 同一生計の家族の年間収入額より求めた認定所得金額が、収入基準額以下であること。
収入の目安*

区分	3人世帯 父母・本人	4人世帯 3人世帯+中学生	5人世帯 3人世帯+未就学児2人
給与収入のみ(収入総額)	576 万円以下	665 万円以下	747 万円以下
事業所得のみ(所得額)	229 万円以下	291 万円以下	349 万円以下

* 家族構成や収入状況によって異なります。あくまで目安としてください。

貸与月額・貸与期間・貸与方法

一般育英資金*最高月額の例

学校種別	自宅通学者(年額)	自宅外通学者(年額)
国公立	18,000円(216,000円)	23,000円(276,000円)
私立	30,000円(360,000円)	35,000円(420,000円)

参考

高等学校全日制1年次の学校教育費平均(年額)
…公立:372,744円 私立:1,039,954円
(文部科学省平成28年度子供の学習費調査)

* 一般育英資金他、保護者等がへき地に居住する方を対象としたへき地育英資金があります。

来年度4月から卒業するまでの期間(高等学校全日制普通科の場合3年間)、3か月分を年4回に分けて生徒本人名義の指定口座に送金します。

申請の流れ(すべて学校を通じて行います)

- 中学校3年生の手続
 - 7~10月頃 募集要項を取り寄せ、学校が定める期間内に、申請書類を在学する学校に提出する
制度の詳しい内容や申請に必要な書類、様式等を記載した募集要項を学校に配布しています。
※ 申請には市町村役場で取得する住民票や所得証明書、学校が作成する推薦調書が必要です。
※ 学校から宮崎県教育委員会への提出期限は、10月中旬としています。
 - 12月頃 採否の決定
 - 1~3月下旬 進学先を決定し、報告する
- 進学後の手続
 - ~4月初旬 進学先に必要書類*を提出する
※ 連帯保証人2名(1名は父又は母、1名は父又は母と別生計の方)の署名等が必要です。
 - 5月下旬 初回送金
※ 進学前の送金はありません。

予約採用で採用されなかった場合でも、進学後(4月)に育英資金の在学採用を申し込むことができます。
この場合、初回送金は8月下旬となります。

育英資金の返還

育英資金は、卒業等により貸与が終了した後は、必ず返す（返還する）必要があります。
返還金は、次に育英資金を必要とする後輩のために使われています。

- 返還開始は、貸与終了から6か月経過後です。
- 返還期間は、借りた期間の4倍の期間内（3年間利用の場合、12年間）です。
- 返還は、月賦・半年賦・年賦のいずれかを選択し、口座振替により行います。
- 返還額は、貸与された総額です。

ただし、返還が期限を過ぎると、年5%の割合で延滞利息が発生します。

返還の例…3年間（36か月）自宅通学の最高月額を利用した場合

学校種別	貸与月額	総額 (貸与月額×36)	返還期間 (最長)	1回あたりの返還額		
				月賦	半年賦	年賦
国公立	18,000円	648,000円	12年間	4,500円	27,000円	54,000円
私立	30,000円	1,080,000円	12年間	7,500円	45,000円	90,000円

※ 月賦：毎月払、半年賦：年2回払、年賦：年1回払

- 進学や、病気などにより返還が困難な場合は、返還猶予（先のばし）の申請ができます。

申し込む前に知っておいてほしいポイント

- 宮崎県育英資金は、必ず期限内に返す必要があります。
- 申し込むのも、返すのも、みなさん自身です。
- 総額が100万円を超える高額となる場合もあります。
卒業後の返還についても家族としっかり話し合い、申込みを決めましょう。

その他の修学支援制度

育英資金以外に、高等学校等の教育費を支援する次の制度があります（育英資金と併用可）。
いずれも給付型(返還不要)です（進学後の手続きが必要です）。

■ 就学支援金

道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額507,000円（年収目安910万円）未満の世帯を対象に、授業料を支援する制度です。

給付額（年額）： 国公立高校：118,800円

私立高校：保護者の所得により金額が異なります。

道府県民税所得割額と市町村民税所得割額合算額507,000円未満：118,800円

”

257,500円未満：178,200円

■ 奨学のための給付金

生活保護世帯、住民税非課税世帯（年収目安250万円未満の世帯）を対象に、授業料以外の教育費を支援する制度です。

給付額：学校種、世帯状況（兄弟姉妹の人数など）により変わります。

非課税世帯（第一子）国公立高校全日制：82,700円 私立高校全日制 98,500円

非課税世帯（第二子）国公立高校全日制：129,700円 私立高校全日制138,000円

■ その他、進学・就職に関して、様々な支援制度があります。

『桜さく成長応援ガイド』（宮崎県福祉保健部福祉保健課作成）をご参照ください。

電子ブックこちらから→

